

附属書三B 必要的記載事項

1 原産地証明書

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）
- (e) 原産地証明書番号
- (f) 原産性を与えることとなる基準
- (g) 輸出者又は生産者による申告
- (h) 発給機関による証明であって、原産地証明書に記載された産品が証拠に基づいて第三章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載され、かつ、当該発給機関の正規の署名及び公の印章を付して提供されるもの

- (i) 第二・六条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
- (j) 積送される貨物を確認するための詳細な情報（例えば、仕入書の番号、出発の日付、船舶の名称又は航空機の便名、荷揚港）
- (k) 原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、FOB価額
- (l) 製品の数量
- (m) 連続する原産地証明書については、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の輸出締約国におけるRCEP原産国及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号

2 原産地申告

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）
- (e) 認定された輸出者については、輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号

- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 権限を与えられた署名者による証明であつて、原産地申告に記載された産品が第三章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載されたものに定める
- (i) 第二・六条（関税率の差異）に規定する R C E P 原産国
- (j) 原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、F O B 価額
- (k) 産品の数量
- (l) 連続する原産地申告については、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の輸出締約国における

R C E P 原産国及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号